

公示された供託宅地建物取引業者に対する損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項第3号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第20条の2第4項の規定により、国土交通大臣が公示した供託宅地建物取引業者に対する法第14条第1項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年 月 日

郵便番号

住所

氏名又は名称

印

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号

国土交通大臣 殿

記

- 1 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の所在地
- 2 法第14条第1項の損害を受けた新築住宅の引渡日
- 3 法第14条第1項の供託宅地建物取引業者の名称
- 4 法第14条第1項の瑕疵が判明した日
- 5 法第14条第1項の損害賠償請求権の額

注1 損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

注2 本申出書には、法第14条第1項の権利を有することを証する書面を添付すること。